

事務連絡
令和3年9月27日

地方厚生(支)局
保険年金(企業年金)課 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(令和3年厚生労働省令第159号)が本日公布され、確定給付企業年金から他制度への資産移換に関する規定の整備を行う確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)の改正については、令和4年5月1日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正し、令和4年5月1日より適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合</p> <p>第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)</p>	<p>(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合</p> <p>第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用さ</p>		<p>○ この規定は、いわゆる「加入待期間」を設けている場合に、<u>脱退一時金相当額等の移換申出期限(他の確定給付企業年金の加入者又は存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間(令第50条の2及び改正前令第73条第6項))との関係で受換者となること</u></p>	<p>(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合</p> <p>第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)</p>	<p>(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合</p> <p>第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用さ</p>		<p>○ この規定は、いわゆる「加入待期間」を設けている場合に、<u>脱退一時金相当額等の移換申出期限(他の確定給付企業年金の加入者又は存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間(令第50条の2及び改正前令第73条第6項))との関係で受換者となること</u></p>

のうち、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合)あつては、厚生年金保険の被保険者となつた日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第69条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることが出来る者(連合会(第11条第7項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることが出来る者を

れるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合)あつては、厚生年金保険の被保険者となつた日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第105条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることが出来る者(連合会(第47条第6項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることが出来る者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。

が不可能となることを防ぐ観点から、受換者となることのできる者であつて、受換者となることを希望するものについては、加入待期間を経過することなく、特例的に加入者となることが出来ることであるが、企業年金連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換申出期限は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間であること(令第65条の21第1項及び廃止前基金令第52条の5の2第2項)から、これにより受換者となることがで

のうち、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合)あつては、厚生年金保険の被保険者となつた日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第69条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることが出来る者(連合会(第11条第7項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることが出来る者を

れるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合)あつては、厚生年金保険の被保険者となつた日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第105条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることが出来る者(連合会(第47条第6項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることが出来る者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。

が不可能となることを防ぐ観点から、受換者となることのできる者であつて、受換者となることを希望するものについては、加入待期間を経過することなく、特例的に加入者となることが出来ることであるが、企業年金連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換申出期限は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間であること(令第65条の20第1項及び廃止前基金令第52条の5の2第2項)から、これにより受換者となることがで

<p>除く。次条において同じ。) であって、受換者となることを希望するものとする。</p>			<p>きる者を特例的に取扱うことには合理的な理由がないため、当該者は除く必要があること。この場合において、当該特例的に加入者の資格を取得した者については、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間からいわゆる「加入待期待期間」となるべき期間を控除した期間を用いて差し支えないこと。(法令解釈通知第1の1(1)②)。《規第4条(基第40条)代替例7、規第6条(基第42条)代替例5参照》</p> <p>また、この場合において、受換者となることを希望す</p>	<p>除く。次条において同じ。) であって、受換者となることを希望するものとする。</p>			<p>きる者を特例的に取扱うことには合理的な理由がないため、当該者は除く必要があること。この場合において、当該特例的に加入者の資格を取得した者については、給付の額の算定の基礎となる期間として、加入者期間からいわゆる「加入待期待期間」となるべき期間を控除した期間を用いて差し支えないこと。(法令解釈通知第1の1(1)②)。《規第4条(基第40条)代替例7、規第6条(基第42条)代替例5参照》</p> <p>また、この場合において、受換者となることを希望す</p>
---	--	--	---	---	--	--	---

			<p>ることがで きる期間 は、当然 に、原則と して、他の 確定給付企 業年金の加 入者又は存 続厚生年金 基金の加入 員の資格を 喪失した日 から起算し て1年を経 過する日ま での間に限 られること (令第50 条の2及び 改正前令第 73条第6 項)。 なお、代替例3 と同様、5年以 上の勤続期間を 有する厚生年金 保険の被保険者 は、加入者とす る必要があること</p>				<p>ることがで きる期間 は、当然 に、原則と して、他の 確定給付企 業年金の加 入者又は存 続厚生年金 基金の加入 員の資格を 喪失した日 から起算し て1年を経 過する日ま での間に限 られること (令第50 条の2及び 改正前令第 73条第6 項)。 なお、代替例3 と同様、5年以 上の勤続期間を 有する厚生年金 保険の被保険者 は、加入者とす る必要があること</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第5章 掛金	第7章 掛金			第5章 掛金	第5章 掛金		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(確定拠出年金への 脱退一時金相当額	(確定拠出年金への 脱退一時金相当額			(確定拠出年金への 脱退一時金相当額	(確定拠出年金への 脱退一時金相当額		

<p>の移換) 第63条 <u>本制度</u>の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、<u>本制度の事業主</u>に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>本制度の資産管理運用機関</u>は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後○月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。</p> <p>3 第1項の申出は、<u>本制度</u>の中途脱退</p>	<p>の移換) 第99条 <u>この基金</u>の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、<u>この基金</u>に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>この基金</u>は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後○月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。</p> <p>3 第1項の申出は、<u>この基金</u>の中途脱退</p>	<p>○ 法第82条の2第1項から第3項までの規定及び令第54条の2の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。</p>		<p>の移換) 第63条 <u>本制度</u>の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、<u>本制度の事業主</u>に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>本制度の資産管理運用機関</u>は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後○月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。</p> <p>3 第1項の申出は、<u>本制度</u>の中途脱退</p>	<p>の移換) 第99条 <u>この基金</u>の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、<u>この基金</u>に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>この基金</u>は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後○月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。</p> <p>3 第1項の申出は、<u>この基金</u>の中途脱退</p>	<p>○ 法第82条の2第1項から第3項までの規定及び令第54条の2の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ 脱退一時金相当額の移換期限を明確に定めること。</p>
---	--	--	----------------------------------	--	--	---	--	----------------------------------

<p>者が加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。</p> <p>5 <u>本制度の事業主</u>は、第2項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>退者が加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 (同左)</p>			<p>者が加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。</p> <p>5 <u>本制度の事業主</u>は、第2項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>退者が加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 (同左)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第65条 <u>本制度の事業主</u>は、<u>本制度</u>の中途脱退者に対して、<u>第61条第1項、第62</u></p>	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第101条 <u>この基金</u>は、<u>この基金</u>の中途脱退者に対して、<u>第97条第1項、第98条</u></p>	<p>○ 令第50条の4第1項、第65条の19第1項及び第93条第1項の規定の趣</p>	<p>○ 事業主が中途脱退者に説明しなければならない具体的な事項については、</p>	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第65条 <u>本制度の事業主</u>は、<u>本制度</u>の中途脱退者に対して、<u>第61条第1項、第62</u></p>	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第101条 <u>この基金</u>は、<u>この基金</u>の中途脱退者に対して、<u>第97条第1項、第98条</u></p>	<p>○ 令第50条の4第1項、第65条の19第1項及び第93条第1項の規定の趣</p>	<p>○ 事業主が中途脱退者に説明しなければならない具体的な事項については、</p>

<p>条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	<p>第1項、第99条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	<p>旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>規則第89条の5第1項、第104条の16第1項及び第104条の27第1項並びに年金通算措置事務取扱準則第2の1(1)に定める基準によること。</p>	<p>条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	<p>第1項、第99条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	<p>旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>規則第89条の5第1項、第104条の16第1項及び第104条の26第1項並びに年金通算措置事務取扱準則第2の1(1)に定める基準によること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換) 第66条の2 本制度の資産管理運用機関は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕に本制度の資産管理運用機関への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型</p>	<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換) 第102条の2 この基金は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、この基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年</p>	<p>○ 法第82条の6第1項の規定に基づき、確定拠出年金法第54条の4第2項又は第74条の4第2項の規定により確定拠出年金から個人別管理資産の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規</p>	<p>○ 全ての企業型年金から個人別管理資産の移換を受けるのではなく、企業型年金のうち一定の企業型年金から個人別管理資産の移換を受けることも可能であること(年金通算措置事務取扱準則第5の1) ○ 別表第〇には、企業型年金について、事業主(複数の事業主が共同して企業型</p>	<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換) 第66条の2 本制度の資産管理運用機関は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕に本制度の資産管理運用機関への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型</p>	<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換) 第102条の2 この基金は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、この基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年</p>	<p>○ 法第82条の5第1項の規定に基づき、確定拠出年金法第54条の4第2項又は第74条の4第2項の規定により確定拠出年金から個人別管理資産の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規</p>	<p>○ 全ての企業型年金から個人別管理資産の移換を受けるのではなく、企業型年金のうち一定の企業型年金から個人別管理資産の移換を受けることも可能であること(年金通算措置事務取扱準則第5の1) ○ 別表第〇には、企業型年金について、事業主(複数の事業主が共同して企業型</p>

<p>年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 <u>本制度の事業主は、その資産管理運用機関が前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第10条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p>	<p>金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 <u>この基金は、前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p>	<p>約に定める必要があるもの。</p>	<p>年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主)の名称及び承認番号を明記すること。</p> <p>○ 確定拠出年金法第74条の4第2項の規定に基づき、個人型年金から個人別管理資産を受ける場合にあつては、「〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕」及び「〔又は国民年金基金連合会〕」の規定を定めること。</p>	<p>年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 <u>本制度の事業主は、その資産管理運用機関が前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第10条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p>	<p>金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 <u>この基金は、前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p>	<p>約に定める必要があるもの。</p>	<p>年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主)の名称及び承認番号を明記すること。</p> <p>○ 確定拠出年金法第74条の4第2項の規定に基づき、個人型年金から個人別管理資産を受ける場合にあつては、「〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕」及び「〔又は国民年金基金連合会〕」の規定を定めること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換)</p> <p>第68条 <u>本制度の資産管理運用機関は、中途脱退者等(法第91条の27第1項に規定する中途脱退者等及</u></p>	<p>(連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換)</p> <p>第104条 <u>この基金は、中途脱退者等(法第91条の27第1項に規定する中途脱退者等及び平成25年改正</u></p>	<p>○ 法第91条の27第2項又は平成25年改正法附則第55条第2項の規定に基づき連合会から積立金又は</p>	<p>○ 別表第△には、移換する年金給付等積立金等に係る存続厚生年金基金の名称及び基金番号を</p>	<p>(連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換)</p> <p>第68条 <u>本制度の資産管理運用機関は、中途脱退者等(法第91条の26第1項に規定する中途脱退者等及</u></p>	<p>(連合会からの積立金又は年金給付等積立金等の移換)</p> <p>第104条 <u>この基金は、中途脱退者等(法第91条の26第1項に規定する中途脱退者等及び平成25年改正</u></p>	<p>○ 法第91条の26第2項又は平成25年改正法附則第55条第2項の規定に基づき連合会から積立金又は</p>	<p>○ 別表第△には、移換する年金給付等積立金等に係る存続厚生年金基金の名称及び基金番号を</p>

<p>び平成25年改正法附則第55条第1項に規定する老齢基金中途脱退者等をいい、連合会が支給する老齢給付金又は老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)が、<u>本制度の加入者の資格を取得した場合であって、連合会に本制度の資産管理運用機関への積立金又は年金給付等積立金等の移換を申し出たときは、連合会から当該申出に係る積立金又は年金給付等積立金等の移換を受ける。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が積立金又は年金給付等積立金等の移換を受けたときは、<u>本制度の事業主は、当該積立金又は年金給付等積立金等〔(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)]</u>を原資として、当該中途脱退者等に対</p>	<p>法附則第55条第1項に規定する老齢基金中途脱退者等をいい、連合会が支給する老齢給付金又は老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)が、<u>この基金の加入者の資格を取得した場合であって、連合会にこの基金への積立金又は年金給付等積立金等の移換を申し出たときは、連合会から当該申出に係る積立金又は年金給付等積立金等の移換を受ける。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>この基金</u>が積立金又は年金給付等積立金等の移換を受けたときは、当該積立金又は年金給付等積立金等〔(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)]を原資として、当該中途脱退者等に対し、<u>第46条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p>	<p>年金給付等積立金等の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>明記すること。</p> <p>○ 当該条文については、<u>存続厚生年金基金が存続している間の経過措置であること</u>を踏まえ、附則に規定することも可能であること。また、平成25年改正法附則第55条の規定に基づく移換については<u>存続連合会のみ</u>の業務であることに留意すること。</p>	<p>び平成25年改正法附則第55条第1項に規定する老齢基金中途脱退者等をいい、連合会が支給する老齢給付金又は老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)が、<u>本制度の加入者の資格を取得した場合であって、連合会に本制度の資産管理運用機関への積立金又は年金給付等積立金等の移換を申し出たときは、連合会から当該申出に係る積立金又は年金給付等積立金等の移換を受ける。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が積立金又は年金給付等積立金等の移換を受けたときは、<u>本制度の事業主は、当該積立金又は年金給付等積立金等〔(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)]</u>を原資として、当該中途脱退者等に対</p>	<p>法附則第55条第1項に規定する老齢基金中途脱退者等をいい、連合会が支給する老齢給付金又は老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)が、<u>この基金</u>の加入者の資格を取得した場合であって、連合会に<u>この基金</u>への積立金又は年金給付等積立金等の移換を申し出たときは、連合会から当該申出に係る積立金又は年金給付等積立金等の移換を受ける。</p> <p>2 前項の規定により<u>この基金</u>が積立金又は年金給付等積立金等の移換を受けたときは、当該積立金又は年金給付等積立金等〔(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)]を原資として、当該中途脱退者等に対</p>	<p>年金給付等積立金等の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>明記すること。</p> <p>○ 当該条文については、<u>存続厚生年金基金が存続している間の経過措置であること</u>を踏まえ、附則に規定することも可能であること。また、平成25年改正法附則第55条の規定に基づく移換については<u>存続連合会のみ</u>の業務であることに留意すること。</p>
--	---	--	---	--	--	--	---

<p>し、<u>第10条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>				<p>し、<u>第10条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>			
<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い) <u>第69条</u> <u>第66条</u> <u>第1項</u>、<u>第66条</u>の<u>2</u> <u>第1項</u>、<u>第67条</u> <u>第1項</u>又は前条 <u>第1項</u>の規定により、他制度(他の確定給付企業年金、確定拠出年金、存続厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。)から<u>本制度の資産管理運用機関</u>に脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章</p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い) <u>第105条</u> <u>第102条</u> <u>第1項</u>、<u>第102条</u>の<u>2</u> <u>第1項</u>、<u>第103条</u> <u>第1項</u>又は前条 <u>第1項</u>の規定により、他制度(他の確定給付企業年金、確定拠出年金、存続厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。)から<u>基金</u>に脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第42条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>この基</u></p>	<p>○ 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、令 <u>第2条</u> <u>第4号</u>の規定により、脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入すること(令 <u>第50条</u>の<u>3</u>、<u>第54条</u>の<u>9</u>、<u>第65条</u>の<u>2</u>若しくは廃止前基金令 <u>第52条</u>の<u>5</u>の<u>3</u> <u>第3項</u>又は規則 <u>第89条</u>の<u>4</u>、<u>第96条</u>の<u>11</u>、<u>第104条</u>の<u>2</u> <u>6</u>若しくは廃止前基金規則 <u>第72条</u>の<u>4</u>の<u>5</u> <u>第2項</u>)。 ○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはできないこと</p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い) <u>第69条</u> <u>第66条</u> <u>第1項</u>、<u>第66条</u>の<u>2</u> <u>第1項</u>、<u>第67条</u> <u>第1項</u>又は前条 <u>第1項</u>の規定により、他制度(他の確定給付企業年金、確定拠出年金、存続厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。)から<u>本制度の資産管理運用機関</u>に脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章</p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い) <u>第105条</u> <u>第102条</u> <u>第1項</u>、<u>第102条</u>の<u>2</u> <u>第1項</u>、<u>第103条</u> <u>第1項</u>又は前条 <u>第1項</u>の規定により、他制度(他の確定給付企業年金、確定拠出年金、存続厚生年金基金又は連合会を総称する。以下同じ。)から<u>基金</u>に脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、厚生年金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第42条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>この基</u></p>	<p>○ 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、令 <u>第2条</u> <u>第4号</u>の規定により、脱退一時金相当額の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入すること(令 <u>第50条</u>の<u>3</u>、<u>第54条</u>の<u>9</u>、<u>第65条</u>の<u>2</u> <u>1</u>若しくは廃止前基金令 <u>第52条</u>の<u>5</u>の<u>3</u> <u>第3項</u>又は規則 <u>第89条</u>の<u>4</u>、<u>第96条</u>の<u>10</u>、<u>第104条</u>の<u>2</u> <u>5</u>若しくは廃止前基金規則 <u>第72条</u>の<u>4</u>の<u>5</u> <u>第2項</u>)。 ○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはできないこと</p>

<p>において「<u>本制度</u>に係る加入者期間」という。)と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>	<p>金に係る加入者期間」という。)と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>		<p>(規則第89条の4第1号、第96条の11第1号、第104条の26第1号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第1号)。《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと(規則第89条の4第2号、第96条の11第2号、第104条の26第2号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第2号)。なお、「<u>加入者</u>であった</p>	<p>において「<u>本制度</u>に係る加入者期間」という。)と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>	<p>金に係る加入者期間」という。)と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>		<p>(規則第89条の4第1号、第96条の10第1号、第104条の25第1号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第1号)。《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと(規則第89条の4第2号、第96条の10第2号、第104条の25第2号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第2号)。なお、「<u>加入者</u>であった</p>
---	---	--	--	---	---	--	--

			<p>期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配意すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失した日までの期間を指すが、後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配意すること。《代替例参照》</p> <p>○ 算入する加入者期間は、中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること</p>				<p>期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配意すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失した日までの期間を指すが、後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配意すること。《代替例参照》</p> <p>○ 算入する加入者期間は、中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

			と（規則第89条の4第3号、第96条の11第3号、第104条の26第3号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第3号）。《代替例参照》				と（規則第89条の4第3号、第96条の10第3号、第104条の25第3号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第3号）。《代替例参照》
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第86条 終了制度加入者等（本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機</p>	<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第122条 終了制度加入者等（この基金が解散した日においてこの基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があ</p>	<p>○ 法第4条第8号又は第11条第5号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 第1項中「事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者」とは、全ての終了制度加入者等から、確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者及び遺族給付金の受給権を有していた者を除いた者を指し、当該終了した日において老齢給付金の受給権を有していた者</p>	<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第86条 終了制度加入者等（本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があ</p>	<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第122条 終了制度加入者等（この基金が解散した日においてこの基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があ</p>	<p>○ 法第4条第8号又は第11条第5号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 第1項中「事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者」とは、全ての終了制度加入者等から、確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者及び遺族給付金の受給権を有していた者を除いた者を指し、当該終了した日において老齢給付金の受給権を有していた者</p>

<p>関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>	<p>申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>		<p>には限られないこと。なお、この解釈は、「支給に関する義務を負っていた者」(法第91条の20第1項)と「受給権を有していた者」(法第91条の21第1項及び第91条の22第1項)との語義の違いから導かれること。</p> <p>○ 連合会が、法第91条の18第2項第1号又は第2号に規定する業務を行っている場合にあつては、法第91条の21第1項、第2項及び第4項並びに第91条の22第1項、第2項及び第7項の規定に関する事項を規約に定める必要があるこ</p>	<p>申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>	<p>産を移換する。</p> <p>3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>		<p>には限られないこと。なお、この解釈は、「支給に関する義務を負っていた者」(法第91条の20第1項)と「受給権を有していた者」(法第91条の21第1項及び第91条の22第1項)との語義の違いから導かれること。</p> <p>○ 連合会が、法第91条の18第2項第1号又は第2号に規定する業務を行っている場合にあつては、法第91条の21第1項、第2項及び第4項並びに第91条の22第1項、第2項及び第7項の規定に関する事項を規約に定める必要があるこ</p>
--	---	--	---	---	---	--	---

			と。				と。
<p>(国民年金基金連合会への残余財産の移換)</p> <p>第86条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第85条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>	<p>(国民年金基金連合会への残余財産の移換)</p> <p>第122条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があったときは、この基金は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第121条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p>	<p>○ 法第4条第8号又は第11条第5号の規定により、終了に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>		(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附 則	附 則			附 則	附 則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〔独立行政法人勤労	〔独立行政法人勤労			〔独立行政法人勤労	〔独立行政法人勤労		

<p>者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換]</p>	<p>者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換]</p>			<p>者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換]</p>	<p>者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換]</p>		
<p>（資格喪失の時期の特例） 第8条 施行日において○年○月○日に{吸収合併；新設分割；事業譲渡}を実施した実施事業所（●●株式会社。以下「合併等実施事業所」という。）に使用されている加入者〔のうち別表第○に掲げる者〕は、施行日に加入者の資格を喪失するものとする。</p>	<p>（資格喪失の時期の特例） 第12条 （同左）</p>		<p>○ 当該移換の申出は、合併等を実施した日から起算して1年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること（令第54条の8第1号）。</p> <p>○ 勤退機構へ積立金又は残余財産を移換する規定を設ける場合にあつては、合併等を実施した日を必ず定めること。</p>	<p>（資格喪失の時期の特例） 第8条 施行日において○年○月○日に{吸収合併；新設分割；事業譲渡}を実施した実施事業所（●●株式会社。以下「合併等実施事業所」という。）に使用されている加入者〔のうち別表第○に掲げる者〕は、施行日に加入者の資格を喪失するものとする。</p>	<p>（資格喪失の時期の特例） 第12条 （同左）</p>		<p>○ 当該移換の申出は、合併等を実施した日から起算して1年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること（令第54条の8第1号）。</p> <p>○ 勤退機構へ積立金又は残余財産を移換する規定を設ける場合にあつては、合併等を実施した日を必ず定めること。</p>

○ 吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、規則第96条の8、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第69条の15及び同令第69条の17の規定を満たす行為を定めること。

○ []内の規定は、法第4条第4号中の「一定の資格」の要件（給与及び退職金等の労働条件が、労働協約等で職種ごとに別に規定されており一定の職種に属する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とする場合など）を定めているとき、合併等により勤退機構へ最低

○ 吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、規則第96条の7、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第69条の15及び同令第69条の17の規定を満たす行為を定めること。

○ []内の規定は、法第4条第4号中の「一定の資格」の要件（給与及び退職金等の労働条件が、労働協約等で職種ごとに別に規定されており一定の職種に属する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とする場合など）を定めているとき、合併等により勤退機構へ最低

			積立基準額を移換する対象者が、資格喪失者の一部に限られる場合に定めるものであること。				積立基準額を移換する対象者が、資格喪失者の一部に限られる場合に定めるものであること。
<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第9条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>本制度の資産管理運用機関</u>に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>本制度の資産管理運用機関</u>は、前項の申出があったときは、中小企業退職</p>	<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第13条 この基金の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>この基金</u>に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 この基金は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3 {第1項；第6</p>	<p>○ 法第82条の5第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定を明確化するもの。</p>	<p>○ この規定は、法第82条の5第1項の規定に基づき、制度を終了しない場合又は基金を解散しない場合に最低積立基準額を勤退機構へ移換するときの例であること。</p> <p>○ 制度を終了する場合又は基金を解散する場合に残余財産を勤退機構へ移換することも可能であること。《代替例参照》</p> <p>○ 勤退機構への移換時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率として0.5パーセント以</p>	<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第9条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>本制度の資産管理運用機関</u>に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>本制度の資産管理運用機関</u>は、前項の申出があったときは、中小企業退職</p>	<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第13条 この基金の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>この基金</u>に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 この基金は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3 {第1項；第6</p>	<p>○ 法第82条の4第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定を明確化するもの。</p>	<p>○ この規定は、法第82条の4第1項の規定に基づき、制度を終了しない場合又は基金を解散しない場合に最低積立基準額を勤退機構へ移換するときの例であること。</p> <p>○ 制度を終了する場合又は基金を解散する場合に残余財産を勤退機構へ移換することも可能であること。《代替例参照》</p> <p>○ 勤退機構への移換時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率として0.5パーセント以</p>

<p>金共済法第31条の3 {第1項;第6項}の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 前項の規定により移換する積立金の額は、当該移換をする日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。)とする。</p> <p>[4 前項に規定する最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、年率〇パーセントとする。]</p> <p>5 <u>本制度の事業主</u>は、第2項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>項}の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>[4 (同左)]</p> <p>5 <u>この基金</u>は、第2項の規定により<u>この基金</u>が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>(略)</p>	<p>内の率を加算して得た率を設定する場合は、移換時までに第4項の規定を必ず設けるものであること。</p> <p>(略)</p>	<p>金共済法第31条の3 {第1項;第6項}の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 前項の規定により移換する積立金の額は、当該移換をする日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。)とする。</p> <p>[4 前項に規定する最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、年率〇パーセントとする。]</p> <p>5 <u>本制度の事業主</u>は、第2項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>項}の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>[4 (同左)]</p> <p>5 <u>この基金</u>は、第2項の規定により<u>この基金</u>が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>(略)</p>	<p>内の率を加算して得た率を設定する場合は、移換時までに第4項の規定を必ず設けるものであること。</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>(勤退機構へ資産を</p>	<p>(略)</p> <p>(勤退機構へ資産を</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(勤退機構へ資産を</p>	<p>(略)</p> <p>(勤退機構へ資産を</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>移換する場合の一括拠出) 第10条 <u>本制度の事業主</u>は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により積立金を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の10に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。 〔2 前項の規定により、<u>本制度の事業主</u>が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>移換する場合の一括拠出) 第14条 <u>この基金</u>は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により積立金を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の10に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。 〔2 前項の規定により、<u>この基金</u>が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>○ 令第54条の8第2号及び同条第3号の規定を明確化するもの。</p>	<p>○ この規定は、法第82条の5第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業退職金共済対象移換相当額を勤退機構へ移換する場合に生じ得る不足額を一括して拠出することを定めるもの。 ○ 〔 〕内の規定は、不足額の納付期限を設ける場合に定めるものであること。</p>	<p>移換する場合の一括拠出) 第10条 <u>本制度の事業主</u>は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により積立金を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の9に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。 〔2 前項の規定により、<u>本制度の事業主</u>が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>移換する場合の一括拠出) 第14条 <u>この基金</u>は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により積立金を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の9に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。 〔2 前項の規定により、<u>この基金</u>が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>○ 令第54条の8第2号及び同条第3号の規定を明確化するもの。</p>	<p>○ この規定は、法第82条の4第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業退職金共済対象移換相当額を勤退機構へ移換する場合に生じ得る不足額を一括して拠出することを定めるもの。 ○ 〔 〕内の規定は、不足額の納付期限を設ける場合に定めるものであること。</p>
<p>（勤退機構への積立金の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の</p>	<p>（勤退機構への積立金の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の</p>	<p>○ 法第82条の5第1項の規定に基づき</p>	<p>○ 移換同意者に係る積立金の額の算</p>	<p>（勤退機構への積立金の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の</p>	<p>（勤退機構への積立金の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の</p>	<p>○ 法第82条の4第1項の規定に基づき</p>	<p>○ 移換同意者に係る積立金の額の算</p>

<p>算定方法) 第11条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換の日の前日における本制度の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 {当該移換の日の前日；当該移換に係る財政計算の基準日；当該移換に係る財政計算の直前の財政計算の基準日；当該移換の日が属する事業年度の前事業年度の末日}（以下この条において「基準日」という。）における移換同意者に係る者の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予想給付額の現価；数理債務の</p>	<p>算定方法) 第15条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換の日の前日におけるこの基金の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 基準日におけるこの基金の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>	<p>勤退機構への積立金の移換を行う場合に、当該移換同意者に係る積立金の額の算定方法を規約に定める必要があるもの（令第54条の8第3号、規則第96条の10）。</p>	<p>定方法は、この規定の例の他、規第95条第2項、基第132条第2項の代替例の算定方法も可能であること。</p>		<p>算定方法) 第11条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換の日の前日における本制度の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 {当該移換の日の前日；当該移換に係る財政計算の基準日；当該移換に係る財政計算の直前の財政計算の基準日；当該移換の日が属する事業年度の前事業年度の末日}（以下この条において「基準日」という。）における移換同意者に係る者の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予想給付額の現価；数理債務の</p>	<p>算定方法) 第15条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換の日の前日におけるこの基金の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 基準日におけるこの基金の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>	<p>勤退機構への積立金の移換を行う場合に、当該移換同意者に係る積立金の額の算定方法を規約に定める必要があるもの（令第54条の8第3号、規則第96条の9）。</p>	<p>定方法は、この規定の例の他、規第95条第2項、基第132条第2項の代替例の算定方法も可能であること。</p>
---	---	---	---	--	---	---	--	---

<p>額；最低積立基準額}</p> <p>二 基準日における本制度の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>				<p>額；最低積立基準額}</p> <p>二 基準日における本制度の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>			
<p>({吸収合併；新設分割；事業譲渡})に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務)</p> <p>第12条 本制度の事業主は、附則第8条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の12の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>({吸収合併；新設分割；事業譲渡})に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務)</p> <p>第16条 この基金は、附則第12条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の12の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>○ 規則第96条の12の趣旨を明確化するもの。</p>	<p>○ 事業主等が説明しなければならない具体的な事項は、「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」及び「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則」によること。</p>	<p>({吸収合併；新設分割；事業譲渡})に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務)</p> <p>第12条 本制度の事業主は、附則第8条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の11の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>({吸収合併；新設分割；事業譲渡})に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務)</p> <p>第16条 この基金は、附則第12条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の11の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>○ 規則第96条の11の趣旨を明確化するもの。</p>	<p>○ 事業主等が説明しなければならない具体的な事項は、「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」及び「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則」によること。</p>
<p>〔勤退機構からの解約手当金相当額の受換〕</p>	<p>〔勤退機構からの解約手当金相当額の受換〕</p>			<p>〔勤退機構からの解約手当金相当額の受換〕</p>	<p>〔勤退機構からの解約手当金相当額の受換〕</p>		
<p>({非中小解除；合併等})による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移</p>	<p>({非中小解除；合併等})による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移</p>	<p>○ 法第82条の6第1項の規定に基づき、中</p>	<p>○ 解約手当金相当額の移換を受ける規定</p>	<p>({非中小解除；合併等})による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移</p>	<p>({非中小解除；合併等})による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移</p>	<p>○ 法第82条の5第1項の規定に基づき、中</p>	<p>○ 解約手当金相当額の移換を受ける規定</p>

<p>換})</p> <p>第 1 3 条 施行日の前日において、中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）{第 1 7 条第 1 項;第 3 1 条の 4 第 1 項}の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>本制度の資産管理運用機関</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から {引渡し; 移換} を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>本制度の事業主</u>は、その資産管理運用機関が第 1 項の規定により解約手</p>	<p>換})</p> <p>第 1 7 条 施行日の前日において、中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）{第 1 7 条第 1 項;第 3 1 条の 4 第 1 項}の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>この基金</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から {引渡し; 移換} を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>この基金</u>は、第 1 項の規定により解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けた場合は、当該 {引渡し;</p>	<p>小企業退職金共済法第 1 7 条第 1 項又は第 3 1 条の 4 第 1 項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、令第 2 条第 4 号の規定により、解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>を設ける場合にあっては、合併等を実施した日を必ずしも定める必要はないこと。</p> <p>○ 別表第〇には、事業主（複数の事業主が共同して確定給付企業年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主）の名称を明記すること。</p> <p>○ 第 2 項の [] 内の規定は、勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける期日を設定する場合に定めるものであること。</p>		<p>換})</p> <p>第 1 3 条 施行日の前日において、中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）{第 1 7 条第 1 項;第 3 1 条の 4 第 1 項}の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>本制度の資産管理運用機関</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から {引渡し; 移換} を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>本制度の事業主</u>は、その資産管理運用機関が第 1 項の規定により解約手</p>	<p>換})</p> <p>第 1 7 条 施行日の前日において、中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）{第 1 7 条第 1 項;第 3 1 条の 4 第 1 項}の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>この基金</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から {引渡し; 移換} を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>この基金</u>は、第 1 項の規定により解約手当金相当額の {引渡し; 移換} を受けた場合は、当該 {引渡し;</p>	<p>小企業退職金共済法第 1 7 条第 1 項又は第 3 1 条の 4 第 1 項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、令第 2 条第 4 号の規定により、解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>を設ける場合にあっては、合併等を実施した日を必ずしも定める必要はないこと。</p> <p>○ 別表第〇には、事業主（複数の事業主が共同して確定給付企業年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主）の名称を明記すること。</p> <p>○ 第 2 項の [] 内の規定は、勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける期日を設定する場合に定めるものであること。</p>
---	--	---	---	--	---	--	---	---

<p>当金相当額の{引渡し;移換}を受けた場合は、当該{引渡し;移換}金を原資として、同項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し;移換}を受けた者(以下「解約手当金相当額受換者」という。)に対し、<u>第10条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>	<p>移換}金を原資として、同項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し;移換}を受けた者(以下「解約手当金相当額受換者」という。)に対し、<u>第46条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>			<p>当金相当額の{引渡し;移換}を受けた場合は、当該{引渡し;移換}金を原資として、同項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し;移換}を受けた者(以下「解約手当金相当額受換者」という。)に対し、<u>第10条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>	<p>移換}金を原資として、同項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し;移換}を受けた者(以下「解約手当金相当額受換者」という。)に対し、<u>第46条</u>各号に掲げる給付の支給を行う。</p>		
<p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置) <u>第14条</u> 施行日において、解約手当金相当額受換者は、施行日の前日において本制度の加入者である者を除き、施行日に加入者の資格を取得する。 2 施行日において解約手当金相当額受換者について、<u>第6条</u>に規定する加入者期間に解約手当金相当額の算定の基礎となった期間(施行日の前日までの掛金納付月数)を算入する。ただ</p>	<p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置) <u>第18条</u> 施行日において、解約手当金相当額受換者は、施行日の前日においてこの基金の加入者である者を除き、施行日に加入者の資格を取得する。 2 施行日において解約手当金相当額受換者について、<u>第42条</u>に規定する加入者期間に解約手当金相当額の算定の基礎とな</p>	<p>○ 勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、<u>法第4条第4号</u>及び<u>令第2条第4号</u>の規定により、解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入すること(令第54条の9、<u>規則第96条の11</u>)。 ○ 引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはでき</p>	<p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置) <u>第14条</u> 施行日において、解約手当金相当額受換者は、施行日の前日において本制度の加入者である者を除き、施行日に加入者の資格を取得する。 2 施行日において解約手当金相当額受換者について、<u>第6条</u>に規定する加入者期間に解約手当金相当額の算定の基礎とな</p>	<p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置) <u>第18条</u> 施行日において、解約手当金相当額受換者は、施行日の前日においてこの基金の加入者である者を除き、施行日に加入者の資格を取得する。 2 施行日において解約手当金相当額受換者について、<u>第42条</u>に規定する加入者期間に解約手当金相当額の算定の基礎とな</p>	<p>○ 勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、<u>法第4条第4号</u>及び<u>令第2条第4号</u>の規定により、解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>○ 引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入すること(令第54条の9、<u>規則第96条の10</u>)。 ○ 引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはでき</p>

<p>し、当該算入する期間が、<u>第6条</u>の加入者期間を上回る場合にあっては、当該上回る期間を<u>第6条</u>の加入者期間に通算する。</p>	<p>だし、当該算入する期間が、<u>第42条</u>の加入者期間を上回る場合にあっては、当該上回る期間を<u>第42条</u>の加入者期間に通算する。</p>		<p>ないこと（規則第96条の11第1号）。 《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第96条の11第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得し</p>	<p>し、当該算入する期間が、<u>第6条</u>の加入者期間を上回る場合にあっては、当該上回る期間を<u>第6条</u>の加入者期間に通算する。</p>	<p>だし、当該算入する期間が、<u>第42条</u>の加入者期間を上回る場合にあっては、当該上回る期間を<u>第42条</u>の加入者期間に通算する。</p>		<p>ないこと（規則第96条の10第1号）。 《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第96条の10第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得し</p>
---	--	--	---	---	--	--	---

